

子ども・若者育成支援事業について

教育大綱 施策③

不登校やいじめ・問題行動などへの取組や支援の充実

【取組3-6】子ども・若者育成支援のネットワークの整備と充実

生涯学習課

(1)事業の概要

子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関等が連携して総合的かつ効果的に支援するため、地域協議会によるネットワークの構築支援及び総合相談による支援を行う。

近江八幡市子ども・若者支援地域協議会…令和4年6月設立
子ども・若者総合相談窓口…生涯学習課に令和4年4月開設

(2)現状

・子ども・若者支援にかかわる関係機関ネットワークについては、協議会を設置(令和4年6月)したことから、各関係機関の顔の見えるつながりを構築することが必要であり、関係機関の実務者によるワークショップを実施し、各機関の困りごとなどを共有し、機関同志の関係を深めている。

◎地域協議会の関係機関(ネットワーク)

地域協議会の関係機関（ネットワーク）

区分	関係機関等名	区分	関係機関等名	区分	関係機関等名
教育関係	近江八幡市中学校長会	保健福祉関係	近江八幡市社会福祉協議会	医 療	近江八幡市立総合医療センター
	近江八幡市小学校長会		近江八幡市民生委員・児童委員協議会	地 域	近江八幡市青少年育成市民会議
	滋賀県立八幡高等学校		放課後児童クラブ運営事業者		近江八幡・竜王少年センター
	滋賀県立八幡商業高等学校		滋賀県精神保健福祉センター		近江八幡市少年補導委員会
	滋賀県立八幡工業高等学校		滋賀県東近江健康福祉事務所（東近江保健所）	近江八幡市	子ども健康部
	近江兄弟社高等学校		滋賀県彦根子ども家庭相談センター		福祉保険部
	滋賀県立八日市養護学校	就労関係	東近江公共職業安定所		産業経済部
	滋賀県立野洲養護学校		滋賀県地域若者サポートステーション		教育委員会
	近江八幡市社会教育委員	警察関係	近江八幡警察署生活安全課		教育部
	近江八幡市 P T A 連合会	矯正・更生保護関係	近江八幡保護区保護司会	その他関係機関	〔学識経験者〕滋賀県立大学 人間文化学部 人間関係学科 准教授
			近江八幡地区更生保護女性会		滋賀県子ども・青少年局家庭支援推進室

(2)現状

- ・子ども・若者総合相談窓口については、有資格者の相談員を配置し、開設した。
- ・来所による相談は限られた事務スペースの中で、相談を受ける個別の相談室は庁内(特に教育委員会が属する南別館)の空き相談室を確保して実施している状況である。
- ・生涯学習課においては、中学校卒業後、高校進学した気になる生徒について、各中学校と連携し、進学先の高校を訪問し、在学中の状況を確認し、支援体制をとっている。

(3) 総合相談窓口の状況

R4.11.末現在

①利用実績相談件数

	総数	男	女	初回の相談 経路 (実人数)
面接	6	3	3	1
直接相談	13	5	8	13
電話相談	27	12	15	16
相談 → 関係機関連携	39	25	14	0
訪問	14	14	0	0
合計	99	59	40	30

②相談者別件数

	総数	男	女	実人数
本人	6	1	5	0
家族	21	14	7	7
関係機関	66	42	24	23
その他	6	2	4	0
合計	99	59	40	30

実人数30人の内、10人は継続相談対応。20人は関係機関と情報共有で対応。

(3) 総合相談窓口の状況

R4.11.末現在

③相談対象者年齢別人数

	総数	男	女	実人数
10代以下	12	7	5	3
10代	59	37	22	19
20代	27	14	13	7
30代	0	0	0	0
40代	0	0	0	0
50代	1	1	0	1
合計	99	59	40	30

④相談内容別

	総数	男	女	実人数
不登校	55	37	18	13
ひきこもり	14	11	3	8
生活相談	23	6	17	8
就労相談	7	5	2	1
就学相談	0	0	0	0
心の病(DV含む)	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	99	59	40	30

(4) 成果

- 関係機関のネットワークを構築するため、研修を重ねることで、顔の見える関係をつくることができ、支援の連携につなげることができた。
。
- 相談先がわからなかった相談者が、関係機関を通じて、子ども・若者総合相談窓口へつながるケースもあり、広報面での周知効果が表れている。

(5) 課題

- ①引き続き、総合相談窓口の周知に努め、相談につながりやすい仕組みづくりが必要。
- ②義務教育終了後、つまりいて引きこもりの状態になっている対象者の実態把握ができていないことから、生活することに困難になってから相談につながる可能性があり、早期相談につながる取組が必要。
- ③相談を受けた後、相談者への支援対応が速やかに進捗できていないのが現状で、相談支援対応の更なる向上に努めることが必要。

(5) 課題

④ひきこもり等からの脱却に向けた支援が実施できる居場所の整備が必要。居場所として、就業に向けた支援、学習支援、仲間づくり・ゲーム・軽スポーツができるサロンを実施して、社会とつながる場をつくる必要がある。

⑤各関係機関との切れ目のない円滑な支援が行える仕組みが必要です。特に、義務教育終了後の教育相談室からのつなぎ、少年センターの年齢の切れ目からのつなぎ等、年齢による支援の隙間ができないように、スムーズな支援ができる仕組みづくりが必要。